

江戸近郊農村の展開と家の相続

——武州多摩郡平尾村を中心として——

落 合 功

はじめに

近世村落の性格をめぐる議論は、多くの成果をあげているが、行政の末端機構としての側面と生活共同体としての側面の両面を捉える必要があるだろう。これまでの村落史研究は、かかる二つの側面について、年貢収納システムのあり方と村内自治の問題から明らかにされてきた。すなわち、近世村落は支配の末端組織として位置付けられ、年貢収納において、原則としては検地にに基づき算定された村高に依りて、村役人が納入することとなっていた。実際は、検地に基づく土地所持者がその石高に依りて納入されるわけだが、村全体として年貢を納めればよかつたのである。

この様に、領主への年貢納入は、村として責任を負うといった支配編成のあり方に特質を見出すことができる。かかる要素は村請制の議論として明らかにされてきている。また他方、村内自治の側面についてであるが、近世村落は村内秩序（自律性）に委ねられており、村内の事件に対し、領主権力の介入は原則として無かつたのである。⁽¹⁾

無論、村請制の論理のみに依りて近世村落の全てを包括することは難しく、異なる多くの事例があるのも事実であ

る。また、村内の祭りの結合や儀礼の問題、由緒などの問題など、村請制の問題として包括できない議論も多くある。ただ、近世村落は領主的な支配の枠組の中でも一定度の自律性が保たれており、百姓的世界を形成し、生活がなされていたのも事実である。⁽²⁾そして、この近世村落を形成する上で、その核となるのが家であった。村落と家の相互の関係を検討する必要があるのである。

以上の点を踏まえつつ、本論との関わりで近世村落の課題を展望するとき、近世村落において、この自律的な運営が如何なる形で行われたのかという点の一つの議論になるだろう。近世村落の運営主体の問題は、戦後直後は小農論⁽³⁾として、最近では村役人論や中間支配機構論の問題として議論されてきた。⁽⁴⁾こうした中、注目できる議論として佐々木潤之介による豪農論の問題があげられよう。⁽⁵⁾佐々木潤之介の指摘する豪農とは、土地を集積する中で、特定の人物が階層的に上昇を遂げ、村役人、地主、そして金融活動などといった経済活動をあわせもつ存在のことである。そして、豪農論においては、近世中後期に登場する半プロレタリアート層の検討を踏まえつつ、豪農―半プロの関係で捉えることで、幕末の変革主体の問題として注目されている。かかる視点に対し、渡辺尚志は、豪農を、自村を飛び出して政局に身を投じる「草奔の志士」型、活動の基盤を村に置きつつ村落共同体の安定再編を重視する在村型豪農Ⅰ、自己の経営拡大・利益追求が中心目的な在村型豪農Ⅱ、の三つに類型化して検討している。⁽⁶⁾かかる成果を村役人論との関わりで述べると、近世中後期に展開された階層分化の過程で、特定の人物が経済的な上昇を遂げ、村役人としての役割を解明するものであり、その場合、世襲名主が注目されてきた。この世襲名主の場合、村内において強烈的なインシアチブをとりながら、村運営を遂行していくイメージがあるわけだが、村の維持・存続という視点で考えるとき、村役人には多様なあり方があってもいいだろう。その意味で、村内の構成員が毎年交替で名主役を担当する年番名主制のあり方も注目してよいと思われる。年番名主制は、村内における運営責任の分散という意味だけではない。村役

人を勤めることは必ずしもメリットとは限らないような農民的余剰が少なく、農業再生産が精一杯な村にとって、持ち回りによる村民の負担軽減の問題としても指摘できるのである。

また、江戸時代、農民家族の相続の在り方は、慣習的に決まっており、一般に長男が相続する長子単独相続であったといわれる。しかし実際のところは、全ての子供に財産を均等に分け与える分割相続や、長男や次男などは財産を分与し自立させ、最終的には末の子供が相続する末子相続など、地域によってその在り方は異なっている。⁽⁸⁾ また、相続や養子縁組の諸形態については、これまでも多くの研究成果が明らかにしているところである。⁽⁹⁾ 相続の形態を課題とすることは、その性格を検討することはもちろんのこと、村落構成の核としての家の永続性を如何に実現するのか、という点を示すものとしても重要な意味があるのである。

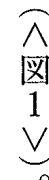
そこで課題として指摘できる点は、かかる相続の在り方は、地域の性格に規定されることが多く、その性格を念頭に置きながら考える必要があるだろう。単なる相続の特異性を紹介するのではなく、如何なる地域性に基づく歴史的所産として、当該地域固有の相続形態を示し得たのか、という点を明らかにする必要があるのである。もちろん、こうした議論がこれまで無かったわけではない。⁽¹⁰⁾ ただ、相続のあり方を考えるためには各地の特性を明らかにし、事例をより多く取り上げ、積み重ねていく必要があると考える。

以上を踏まえつつ、本論では、武蔵国多摩郡平尾村を中心としながら、①平尾村の概況を明らかにすると共に、村役人の性格について明らかにする。②近世後期に世襲名主から年番名主となる経緯を明らかにする。③村内の耕地を荒廃することなく存続し続ける（村内維持）要素について、家の相続の問題から明らかにする、という三つの側面から検討し、村の存続を可能とした要素について、一つの事例を提示できればと考える。

一、平尾村の概況と村内運営

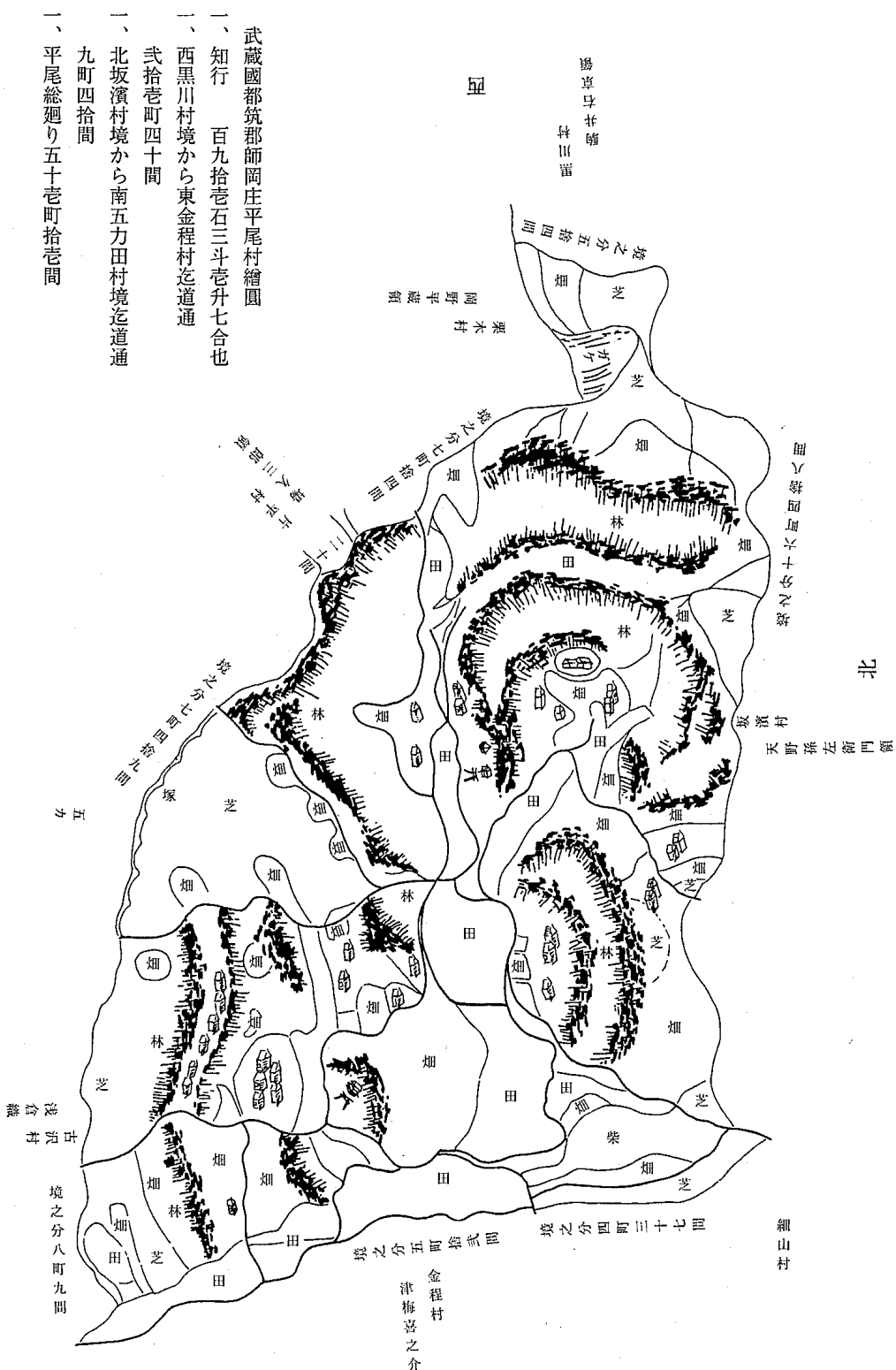
一、平尾村の概況

本論では武州多摩郡平尾村を中心に扱うが、まず、この平尾村の概況について紹介しておきたい。平尾村は、多摩丘陵と呼ばれる丘陵地帯に位置し、現在の行政市域は稲城市である。徳川家康の関東に入国した天正一九年（一五九一）、平尾村は旗本黒沢氏による支配であったが、その後、寛延三年（一七五〇）以降は幕領となり、幕末まで続いている。

近世前期に作成されたと考えられる村絵図を参照してみよう（）。村内の中央に鎮守である杉山神社が存⁽¹¹⁾在し、各地に田畑と屋敷が散在している。『新編武蔵風土記稿』によれば、「人家四十二軒、山野ニ散住セリ」と記載されるが、この家数は近世を通じておおよそ変化がなかった。

近世中期以後、江戸周辺農村では、江戸への流入が多くなる。北関東農村に見られる農村荒廃の様に、本百姓層までもが離村し、在郷町や都市へ流出してしまうこともしばしば見られる。実際、平尾村においても安永六年（一七七七）「一近來在々村々之者共耕作を等閑二いたし、却而困窮等之儀申立、奉公稼二出候者多、所持之田畑を荒シ置候類有之由相聞不埒之至二候、以來村高人別割合何人迄者奉公二出候而茂、残人数二而耕作者勿論、村方之差支無之候哉否村役人共相糺、実々無抛子細二而奉公二出度旨相願候者有之候ハ、右割合之人数迄者村役人共承届ケ、年季を限り奉公二出候之様可致候、若村方之差支茂不願奉公二出、持田畑を荒シ□□等有之候ハ、当人者勿論村役人共越度たるべき者也」と、必要以上に村外へ出る人を禁止する触れが伊奈半左衛門役所から出されている。⁽¹²⁾これに対し、平尾村では惣百姓が連判で請書を作成し、確認がなされている。こうした惣百姓同士で確認され、請書を作成すること

落合：江戸近郊農村の展開と家の相続



- 武蔵國都筑郡岡庄平尾村繪圖
- 一、知行 百九拾壹石三斗壹升七合也
 - 一、西黒川村境から東金程村迄道通
 - 式拾壹町四十間
 - 一、北坂濱村境から南五力田村境迄道通
 - 九町四拾間
 - 一、平尾総廻り五十壹町拾壹間

図1 平尾村の概況 (『稻城市の古文書(一)』 1982年
稲城市教育委員会社会教育課発行)

で、平尾村は農村荒廃を招くことなく、近世を通じて存続する。

平尾村における村高の変遷について紹介しよう。慶安二年から三年（一六四九〜五〇）にかけて作成された『武蔵田園簿』によれば⁽¹³⁾、平尾村は、田方は八一石三斗三升八合、畑方は一〇九石九斗七升九合で、村高は一九一石三斗一升七合であった。それ以来、『元禄郷帳』『天保郷帳』⁽¹⁴⁾、さらに明治一〇年前後に作成された『旧高旧領取調帳』でも、村高の変化は見られない⁽¹⁵⁾。いうまでもなく、村高に変化がなくても、生産力は向上するわけであり、この村高に変化が見られないということが、実質的な生産高に変化がないことを意味するわけではない。むしろ、平尾村に新田開発が行われなかったことにより、新たな検地が実施されず、石高算定が行われなかったことを意味するといえるだろう。実際、『新編武蔵風土記稿』を参照すると、「水田ノ用水ハ谷々ヨリ湧出スル清水を引ク」と書かれてある。耕地の拡大が難しかった理由として、水田用の用水不足もあげられよう。△図1Vに示したような耕地が、丘陵部の谷戸田を利用して点在しており、耕地の開墾が行われなかったのである。

また、平尾村の地味は「土性ハ黒土ナリ」と、必ずしも良質とはいえなかった。近世中期の年貢の増徴に対し、「村方之儀深沼天水場二而御座候二付、土地不宜、年来困窮之場所二御座候処…」と土地柄を理由に年貢増徴の赦免を願っている⁽¹⁶⁾。農間渡世も積極的ではなく、「専ラ糞培ノ力ヲ借ル」と金肥を利用せず、商品作物の生産も行われることなく、五穀を基本とした生産であったのである。

以上の様に、平尾村は、近世前期以来、新田開発は行われず、限られた耕地面積で丘陵の谷戸田を利用した生活がなされていた。そして、それぞれの家数の増減もあまりなく、相互の家で限られた耕地を利用していたのである。

落合：江戸近郊農村の展開と家の相続

表1 平尾村における歴代名主役名前一覧

万治3年6月	三郎兵衛	寛政3年2月	太平
寛文2年6月	三郎兵衛	寛政3年11月	太平
延宝8年9月	三郎兵衛	寛政4年正月	太平
天和元年10月	八兵衛	寛政6年5月	太平
貞享3年4月	八兵衛	寛政7年12月	小右衛門(名主代)
元禄10年10月	三郎兵衛	寛政8年2月	小右衛門
元禄17年3月	三郎兵衛	寛政10年正月	小右衛門
宝永5年10月	三郎兵衛	寛政11年3月	小右衛門
正徳2年12月	三郎兵衛	文化元年正月	伝蔵
享保20年8月	五郎左衛門	文化8年7月	伝蔵
元文3年10月	五郎左衛門	文化10年4月	伝蔵
寛保元年12月	五郎左衛門	文化14年8月	伝蔵
延享2年閏12月	五郎左衛門	文政4年正月	常右衛門
延享4年12月	清蔵	文政10年2月	常右衛門
寛延2年12月	清蔵	文政11年12月	常右衛門
寛延3年10月	彦八	文政13年2月	伝右衛門
寛延3年12月	清蔵	天保3年9月	八右衛門
寛延4年10月	清蔵	天保5年3月	八右衛門
宝暦2年4月	清蔵	天保7年7月	彦八
宝暦2年9月	清蔵	天保7年8月	伝右衛門
宝暦3年3月	清蔵	天保8年4月	八右衛門
宝暦11年12月	清蔵	天保12年12月	八右衛門
宝暦13年12月	清蔵	弘化4年6月	八右衛門
明和元年12月	清蔵	嘉永4年6月	彦八
明和2年3月	清蔵	安政4年正月	彦八
明和4年9月	清蔵	安政4年4月	喜八
明和7年12月	清蔵	安政6年9月	亀蔵
明和8年9月	清蔵	安政7年2月	市右衛門
明和9年	清蔵	万延元年7月	亀次郎
安永3年11月	三郎左衛門	文久2年2月	亀十郎
安永6年9月	三郎左衛門	文久2年7月	彦八
天明4年9月	三郎左衛門	文久3年3月	亀蔵
天明5年10月	三郎左衛門	元治2年3月	太平
天明6年2月	小右衛門(名主代)	慶応元年10月	喜八
天明7年6月	太平	慶応2年4月	亀蔵
天明8年7月	太平	慶応2年11月	伝平
天明9年正月	太平	慶応3年3月	八右衛門
寛政2年2月	太平		

黒田要『私の地方史研究』参照

ておくことにしよう。
 まず、名主役について述べていく。近世前期は、三郎兵衛・八兵衛・五郎左衛門・清蔵・三郎左衛門と同一の家(＝鈴木家、以下必要に応じて同家について鈴木家と家名を使用することがある)が世襲で名主役を勤めていた。しかし、近世後期になると固定化されなくなり、持

二、平尾村の村役人
 平尾村の村役人は、名主役、組頭役、百姓代、年寄役が存在している。この平尾村の村役人の中で、名主役の名前について、判明できる範囲でまとめたものが、ハ表1Vである。¹⁷⁾ 平尾村の村役人の特質について、以下、簡単に整理し

回りで行われるようになる。天明期の史料を参照すると、「年番名主」という記載が見られるように、年番名主制が採られていた。

一般に名主役は任免を必要とし、平尾村の場合、給米として、一石二斗が支給されていた⁽¹⁸⁾。この給米量を考えると、名主役を勤めることについて、給米を受けることへのメリットはあまりなく、土地の集積や幕藩権力との結びつきの中で、苗字帯刀などが許可されることでの、階層内での上昇が名主役を勤めるメリットであるといえる。この点、平尾村名主鈴木清蔵は、領主である旗本黒沢杢之助の勝手方の世話役を勤め、褒美として刀・麻上下・米六俵を貰っている。そしてさらに毎年米十二俵を受けることで、五年間勤めることが命じられたのである⁽¹⁹⁾。

以上の内容から平尾村の名主役の性格を整理すると、近世中期ごろまでは、鈴木家によって世襲的になされていた。しかし、清蔵が寛延三年(一七五〇)、旗本黒沢杢之助の支配から幕領に変わった時に彦八と一時的に交替しているが、その後すぐ清蔵が復帰している。しかし、天明期に三郎左衛門が死去した後、名主役が交替され、年番名主制がとられるようになったのである。平尾村の場合、△表1▽のように、毎年名主役が交替しているわけではないが、数年で名主役を交替し、負担や責任を軽減・分担したものと考えられるのである。

次に組頭について紹介しよう。当初、平尾村には五人から六人に一人の割合で組頭が存在していた。しかし、平尾村では、組頭の人数が多いとし、上村と下村にそれぞれ一名ずつ組頭を置き、年番とすることが取り決められている。

△史料1▽を参照しよう。⁽²⁰⁾

△史料1▽

差出シ申連判証文之事

一当村組頭役之儀先年より五人同役ニ相勤来候所、打続不作仕段々困窮ニ罷成、皆々此度休役御願申達候処、貴殿御了簡ヲ以当子ノ正月より右五人之内上村ニ而壺人・下村ニ而壺人宛上下式人年番ニ致シ、尤為役料八木壺俵毎年御勘定之節年番兩人方江割合ニ被下置候様ニと、御上江御願被下候処、難有早速御聞濟被為遊、右之通り壺年番ニ相勤候様ニと被為仰付忝御請申上候、然上者中間相談ヲ以無間違急度相勤可申候、尤右之段村中惣百姓方江仰渡され候趣上下無相違得心仕候、向後御公用・御地頭用ハ不及申上、村方諸相談・願事等何□も御定ノ通り年番御役中江相達シ、御差凶次第無相違急度相守可申候、為其村中惣百姓「証文差出シ申候、依而如件

寛保四甲子年正月吉日

七郎兵衛 印

(他十五名略)

同史料を参照すると、寛保四年(一七四四)、五人が同役で組頭役を勤めていたが、「打続不作仕段々困窮仕、皆々此度休役御願申達候処、貴殿御了簡ヲ以当子ノ正月より右五人之内上村ニ而壺人・下村ニ而壺人宛上下式人年番ニ致シ」と五名の組頭の中から上村・下村それぞれ一名ずつが年番で組頭を選出し、役料を米一俵(四斗)とすることが決められている。ただし、明和元年(一七六四)の触書に対して伊奈半左衛門が提出した請書には、五人の組頭が連記してある。よって、必ずしも組頭を二人に固定化したまま、継続しているとはいえないが、寛保期に組頭の人数を減らし運営の簡素化を図っていることは、注意してもいいだろう。

また、訴願文書などを参照すると、村役人が連記するとき、村方三役の他に、年寄役がしばしば名を連ねている。次に、年寄役について紹介しよう。

平尾村の場合、行政文書には明和期ごろから村役人として年寄役が連記されている。この年寄役の任免も領主から

なされている。

年寄役の交替を願ひ出た△史料2▽を参照しよう。⁽²¹⁾

△史料2▽

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡平尾村小前村役人一同奉申上候、当村方年寄八左衛門・同彦八義及老衰役義勤兼退役申出候二付、跡役之義等及相談候処、八左衛門悴亀藏并百姓弥市郎義者至極貞実、筆算等もケ成心掛候もの共二付、右兩人江跡役為引請候様仕度段一同決着仕、尤御年貢御上納拘万一引負等出来候共、小前二おゐて引受聊無御差支弁納可仕候間、何卒以 御慈悲右八左衛門・彦八者退役之上、亀藏并弥市郎江年寄二而年番名主役被 仰付被成下置度一同連印ヲ以奉願上候、以上

安政四年巳三月

江川太郎左衛門様御役所

同史料は差出者の記載も無く、下書きのようなものである。同史料を参照すると、安政四年(一八五七)三月に、これまで年寄役を勤めていた八左衛門と彦八が老衰を理由に退役している。そして二人の跡役として貞実で筆算にも長けている亀藏(前任八左衛門の悴)と弥市郎を年寄役と年番名主役に推薦する旨の願書を江川太郎左衛門役所に提出している。また、「何卒以 御慈悲右八左衛門・彦八者退役之上、亀藏并弥市郎江年寄二而年番名主役被 仰付被成下置度一同連印ヲ以奉願上候」と、年寄役の交替だけでなく、あわせて年番名主の任命を願ひ出ている。この様な年

寄役の交替は頻繁に行われており、慶応三年（一八六七）三月にも、年寄役であった伝平が病氣なため、年寄役の跡役として峯吉にすることを願い出ている。さらに翌慶応四年三月には峯吉だけでは負担が重いことから、太平も年寄役となることを願い出ている。

平尾村における百姓代については、それ自体を示す史料は無いが、延享期ごろから百姓代の名前は史料中に散見するようになり、名主・組頭などとともに公的な史料にしばしば連記されるようになっていく。

以上の様に、平尾村の村役人は、名主をはじめとして組頭・百姓代・年寄などが存在していた。これらの役職は近世を通じて世襲であったとは言えず、近世中期以降、年番名主として村内の持ち回りによってなされていた。

この理由は、平尾村において、特定の家が土地を集積して階層が分化したという傾向は弱く、標準的な家が多く存在していたことによると考えられよう。先に、平尾村は近世を通じて新田開発がなされたわけではないこと、家が五十軒前後でほとんど変化しなかったことを指摘した。近世後期の平尾村では年番名主制がとられており、その意味で経済的に突出した人物は存在せず、標準的な家々であったわけだが、近世前期の段階において鈴木家の様に世襲名主で土地を集積しつつあった家が存在していた。それが天明期に年番名主になったのである。次に、世襲名主であった鈴木家が衰退し、年番名主になるきっかけとなった幕府公金貸付政策と平尾村の関係について、紹介していくことにしたい。

二、世襲名主から年番名主制へ

先にも指摘した様に、平尾村は近世中期に至るまで鈴木家が世襲で名主役を勤めていた。その後、年番名主となっていく。本項では、この世襲名主から年番名主へ移行したきっかけについて紹介していくことにしよう。

前項で紹介した通り、近世前期における平尾村は、三郎兵衛・八兵衛・五郎左衛門・清蔵・三郎左衛門と、ほぼ同一の家（鈴木家）が世襲で名主役を勤めていた。延享二年（一七四五）には名主給米として米三俵が与えられている。また、当時領主であった旗本李之助のもとで、勝手方を長年勤め、刀・麻上下などの褒美を受け、帯刀の許可を受けている。また、平尾村内に限らず地域一帯に果たした役割も大きく、宝暦三年（一七五三）に大蔵村と片平村の間で見られた小作金滞納の争論に際しても、清蔵が扱人となり内済に努めるなど、周辺村々を含めた地域一帯に大きな役割を果たしていた。この様に、平尾村内外で、一定度の地位を有していた鈴木家が、後退したのは何故だろうか。以下、この点について紹介していくことにしたい。

実は、平尾村の清蔵は、寛延三年、一時的ではあるが、彦八に対し名主役を譲っている。それに関する史料として二つ紹介しておきたい。⁽²²⁾

△史料 3▽

乍恐以書付御訴訟申上候

一 武州多摩郡平尾村名主組頭惣百姓奉申上候、当村名主役之儀数代清蔵方ニ而相勤来候処、近年別而勝手不如意ニ付、大借罷成役儀難相勤、身上為相統之休役御願申上候、則名主跡役之儀ハ此度村中より相談之上当三月ヨリ組頭共之名主役相勤呉候様ニ相頼候処、則御下知之上相勤可申段得心仕候ニ付、村中惣百姓連判之□御願奉申上候、尤唯今迄名主取計非分不埒成儀、何二而も毛頭無御座、一統ニ申分少シ茂無御座候ニ付、勝手次第向後清蔵帰役之儀ハ御願可申上候、其節無相違被仰付被下候、清蔵退役之間右四人之者共方へ被□□□候様、偏ニ惣百姓□□以上

△史料4▽

惣百姓連印一札之事

一此度其元名主退役御願被成候儀ハ、勝手不如意別而近年多借ニ罷成被申候而難相勤御訴訟被成候御願ニ付、跡役之儀組頭并ニ惣百姓立合相談之上一兩年之間、貴殿御休役被成候内、御頼之趣ヲ以双方得心仕、則組頭庄左衛門次左衛門平右衛門彦八四人ニ而組頭月番之積ニ御預り申積りニ而相勤可申、則御役所様へ御願申上御下知次第ニ可仕候、尤数代御勤被成名主役儀ニ御座候得ば何時成共貴殿御勝手次第歸役御願之節者無滞御渡シ可申候、唯今迄年来貴殿御勤役之間惣百姓江対シ非分強勢不埒成取計

(後欠)

△史料3▽は年欠であり、△史料4▽は破損の激しい史料である。ただ、内容から清蔵が彦八に名主役を交替した寛延三年のものと考えられ、その事情がわかる史料といえる。この二つの史料を参照すると、清蔵は借金が嵩み、返済に滞った様子がうかがえ、その結果、名主役の休役を願ひ出ている。清蔵の休役に伴ひ惣百姓が相談の上、組頭役の四人が交替で名主役を勤めることになっている。ただし清蔵は、名主役としての役目を堅実に果たしており、一二年で再び名主役に復帰することにはなんら支障がないことが示されている。そして、実際清蔵は、すぐに名主役に復帰している。この清蔵が借金をした理由は定かでないが、近世初期から平尾村の知行主であった黒沢の勝手方を勤めていたことから、幕領へと領主が変わること、黒沢に貸していた金の返済が行われず、そのままその分が鈴木家の借金となったものと考えられる。この借金の返済は滞ったままであったようである。△史料5▽を参照しよう。⁽²³⁾

訴訟人

名主

清蔵

△史料 5 V

乍恐以書付奉願上候

多摩郡平尾村名主清藏能ヶ谷村名主忠助奉申上候、私共儀去ル丑年御拝借仕候御金、去暮年季明二付元利共御上納可仕旨被仰触承知奉畏候得共、寅卯両年大旱魃二而田畑諸作一向手懸ヶ不申候二付、当春金子調達仕兼難儀至極二奉存候二付、右元金之儀者猶又当辰より三ヶ年御貸居被仰付下置候様偏ニ奉願上候、勿論御利足之儀ハ是迄年々御日限通り御上納仕候間、此上之義も御利足之義ハ御日限通り急度御上納可仕候二付、何卒 御慈悲ヲ以右願之通被為仰付□□置候ハ、難有仕合奉存候、以上

明和九□□

武州多摩郡平尾村名主

拝借人 清 藏

能ヶ谷村 名主

同 忠 助

伊奈半左衛門様御役所

能ヶ谷村の名主忠助と共に、貸付金返済の延期を願い出た史料である。同史料を参照すると、返済延期は、明和七年の大旱魃を理由としているが、この史料から、明和六年には公金貸付を受けている。また、安永五年にも利金の返済が行われている。その後、貸付金の返済がなされたかは不明だが、天明四年（一七八四）、平尾村名主三郎左衛門は、伊奈半左衛門役所に対して畑一町五反一畝十式歩半を担保とし、月利足一分で毎年十二月十五日に支払うこと

を条件に、再び金子十五両を借用したのである。△史料6▽を参照しよう。⁽²⁴⁾

△史料6▽

┌

天明四年

御貸附金拝借証文

辰正月

武州多摩郡平尾村

拝借人 三郎左衛門

└

差上申証文之事

一金拾五両也

此質地畑合壹町五反壹畝拾貳步半

但御水帳小拾書抜別紙帳面差上申候

右之通此度願之上御用金之内御貸附被仰付、難有奉請取候、年季之儀者当辰正月より来ル申十二月迄五ヶ年季二相
定利足之儀者、月壹分之勘定を以、年々極月十五日限上納可仕候、尤年季之内二候共、御用之節者被仰付次第不限

何時元利金共、早速差上可申候、勿論年季明期月二至り候ハ、元利不残相揃上納可仕候、万一差滞候ハ、為質地差上置候拝借人三郎左衛門所持之地面加判人共方江引請、元利金共無相違急度上納可仕候、若其節金子調達仕兼候ハ、加判人之地面迄惣村方江引受其上ニも不足ニ候ハ、惣百姓ニ而償、聊も無滞早々上納可仕候、右者御用金之儀ニ御座候得者、縦内外如何様之異変有之候共、右御極メ之通、少も違背不仕、其節ニ至り御願ケ間敷儀一切申上間敷候、依而為後証親類并五人組・村役人一同加印之証文差上申処、仍而如件

天明四年辰正月

武州多摩郡平尾村

拝借人 名主 三郎左衛門

㊦

(後略)

同史料によれば、借用した十五両は五年で返済することとし、返済が困難な場合には、「万一差滞候ハ、為質地差上置候拝借人三郎左衛門所持之地面加判人共方江引請、元利金共無相違急度上納可仕候、若其節金子調達仕兼候ハ、加判人之地面迄惣村方江引受其上ニも不足ニ候ハ、惣百姓ニ而償、聊も無滞早々上納可仕候」と、三郎左衛門が抵当にしていた土地を村方へ返済することが取り決められている。三郎左衛門が貸付金を借用する理由は不明だが、清蔵の時から借りていた借金の支払いがそのまま滞ったことが理由の一つと考えられよう。

しかし、天明九年（一七八九）になると、三郎左衛門が借用した貸付金は、三郎左衛門によって支払われることはなかった。結局、三郎左衛門は「病死」し、村内の構成員二十五名によって支払いがなされている。

この三郎左衛門の「病死」↓家の潰れによって、村内に残された問題点として、①拝借金の滞納金への返済、②新

たな名主役の選任、の二つの課題を解決することが求められている。次にこの二つの課題についてどの様にして解決したか、紹介していくことにしたい。△史料7▽を参照しよう。⁽²⁵⁾

△史料7▽

┌

天明九年

御貸付金拝借証文

酉正月

武州多摩郡平尾村

拝借人 吉五郎

外式拾四人

└

差上申証文之事

一金拾三両貳分 内金三両 寅正月十三日納

金四両 寅二月十三日納

此質地畑合壹町五反貳畝拾八歩半

但名寄帳小拾書抜別紙帳面差上申候

(内金壹両 丑正月十七日納)

右之通此度願之上御用金之内御貸附被 仰付難有奉請取候、年季之儀者当酉ノ正月より丑十二月迄五ヶ年季二相定
利足之儀ハ、月壹分之勘定を以、年々十二月十五日限上納可仕候、尤年季之内ニ候共、御用之節者被仰付次第、不
限何時二元利金共早速差上可申候、勿論年季明期月二至候ハ、元利不残相揃上納可仕候、万一差滞候ハ、為質
地差上置候、拝借人共、吉五郎・仙蔵・次郎吉・庄兵衛・吉兵衛・嘉左衛門・又四郎・藤七・小右衛門・兵蔵・藤
八・安右衛門・作右衛門・浅右衛門・茂右衛門・重兵衛・平左衛門・嘉右衛門・三左衛門・彦右衛門・磯右衛門・
助左衛門・佐次兵衛・伊兵衛・市右衛門、都合式拾五人所持之地面加判人共方江引請元利金共無相違急度上納可仕
候、若其節金子調達仕兼候ハ、加判人之地面迄惣村方江引請其上ニ茂不足ニ候ハ、惣百姓ニ而償聊茂無滞早々
上納可仕候、右ハ御用金之儀ニ御座候得ハ、縦内外如何様之異変有之候共、右御極之通少茂違背不仕其節ニ至御願
ケ間鋪儀一切申上間敷候、依而為後証惣百姓代村役人一同加印之証文差上申所仍而如件

天明九酉年正月 武州多摩郡平尾村

拝借人 吉五郎 ①

(二四名略)

長百姓 善左衛門 ①

百姓代 吉兵衛 ①

同 作右衛門 ①

年寄 市右衛門 ①

同 兵蔵 ①

名主 太平 ①

伊奈撰津守様

御役所

右式拾五人願之上前書之通、御貸附金拝借被仰付候二付、此度差出候、質地畑別紙小拾書拔之通、少茂相違無御座候、勿論是迄外江質地書入等二仕候義、決而無御座候、以上

酉正月

武州多摩郡平尾村

長百姓	善左衛門	印
百姓代	善兵衛	印
同	作右衛門	印
年寄	市右衛門	印
同	兵藏	印
名主	太平	印

まず、最初に拝借金の滞納金の返済方法について紹介しよう。三郎左衛門が貸付金を借用したのは天明四年（一七八四）のことであり、五年季で支払うことになっていた。天明九年は、皆済しなければいけない時期であったが、実際は、借入金の一割に当たる一兩二分しか支払われていない。このため、天明四年（一七八四）の拝借金証文（八史料6V）に記載されている通り、担保としていた土地はすべて村の人々に分散され、その面積・地位に応じて返済金

の分担がなされたのである。△史料8Vの通り、すでに六月、各人に譲渡されている。⁽²⁶⁾

△史料8V

譲渡シ申田地証文之事

字古沢境

一下田六畝貳拾歩

同古沢境

一下畑三畝貳拾三歩

清蔵名

同人名

右者此度御公金別紙帳面割合通り、金四両壹分ト永六拾文八分五毛御引請被成候ニ付、前書之地所譲渡シ申処実正也、然上者御年貢諸役御勤永々御所持可被成候、子孫ニ至迄一言之違乱申間敷候、尤此地ニ付、脇より構毛頭無御座候、為後日親類村役人以加印ヲ証文入置所依而如件

天明八申ノ年六月

平尾村讓地主三郎左衛門後家

おなを

地分親類 庄兵衛

同断 次郎吉

組頭 千蔵

年寄 伝右衛門

名主 太平

Ⓜ Ⓜ Ⓜ Ⓜ Ⓜ Ⓜ Ⓜ

落合：江戸近郊農村の展開と家の相続

当村 三左衛門殿

その内容はハ表2Vの通りである。同史料によると、畑地のみ記載であるが、ハ史料8Vに田地の記載があることから、田地についても同様の証文が作成されていたものと考えられ、もっと多額の公金貸付を受けていたものと考えられる。そして、名寄帳に清蔵と記載されていた土地は、すべて村民に分け与えられている。つまり、清蔵が果たすべき公金貸付の支払いを村内全体で負担することになったのである。

次に、三郎左衛門が病死した段階で、新たな名主を選任することになるが、年番名主ということで、引継ぎ文書が作成されている。ハ史料9

表2 天明期における名主清蔵家の土地所持権の移動

字名	畑地位	面積	天明9年地主名	天明9年名請名	天明4年地主名	天明4年名請名
字大向上	下畑	4畝0歩	吉五郎	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字大向下	下畑	4畝0歩	仙蔵	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字丹後谷道下	下畑	6畝15歩	次郎吉	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字馬場	下畑	7畝15歩	庄兵衛	源右衛門		
字新地前上	中畑	1反3畝2歩	吉兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字山ノ井戸下	下畑	7畝15歩	嘉左衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字入ノ谷	下畑	1畝8歩	又四郎	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字稲ほし場	中畑	1畝8歩	藤七	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字道光田上	中畑	1畝8歩	小右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字焼境	下畑	1反0畝0歩	兵蔵	平右衛門		
字新地前下ノ割	上畑	6畝8歩	藤八	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字寺ノ谷下	中畑	6畝8歩	安右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字新地前下	中畑	5畝0歩	作右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字新地前山ノ下	下畑	19歩	浅右衛門	清蔵		
字新地前山ノ下	下畑	1畝8歩	浅右衛門	清蔵		
字馬場道上下	下畑	6畝8歩	茂右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字丹後谷道上	下畑	1畝8歩	重兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字上ノ台道上下	中畑	7畝15歩	平左衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字茅場	下畑	1反0畝0歩	嘉右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字古沢境	下畑	3畝23歩	三左衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字寺谷上	中畑	7畝15歩	彦右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字山王向	下畑	7畝15歩	磯右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字上台	中畑	6畝2歩	磯右衛門	源兵衛		
字台前山下	下畑	6畝8歩	助左衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字清水久保	下畑	1畝27歩	佐次兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字清水久保上	下畑	2畝15歩	佐次兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字瀧尻	下畑	3畝23歩	佐次兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字下谷口	下畑	7畝15歩	伊兵衛	清蔵	清蔵	三郎左衛門
字焼境	下畑	5畝0歩	市右衛門	清蔵	清蔵	三郎左衛門
居屋敷添	中畑	6畝8歩			清蔵	三郎左衛門
西ノ割	中畑	7畝15歩			清蔵	三郎左衛門
後久保上	下畑	4畝0歩			清蔵	三郎左衛門
後久保下	下畑	6畝15歩			清蔵	三郎左衛門

▽を参照しよう。⁽²⁷⁾

△史料 9▽

┌

天明五年

平尾村

諸帳面受取書控帳

巳ノ十二月日

年番名主

覚

一村絵図

壹面

一御割付

壹通

一田畑名寄帳

壹冊

一高帳

壹冊

一庭帳

壹冊

一村方仕訳帳

壹冊

一村入用伝馬帳

貳冊

一夫食帳

三冊

一畑方夏成秋成帳

貳冊

一 辰年田方斗立帳

壹冊

一 五宿人馬賃金帳

壹冊

一 卯辰五宿人馬勤方帳并二入目帳共二

貳冊

一 卯辰御用書留メ

貳冊

メ 村絵図 壹面

御割付 壹通

諸帳面 拾八冊

右者名主三郎左衛門殿病死被成、跡式御相続難相立候二付、御親類中相談之上、当時役目私共へ御頼二付、預申候
処実正明白ニ御座候、依之御親類中御立会之上諸帳面・御割付・村絵図等迄、前書之通り儘受取預申候処相違無御
座候、尤重而御相続之節右諸帳面村絵図共ニ不残御返し可申候、為後証役目預一札入置申候処仍而如件

天明五年巳十一月日

村方役目

預り主 市兵衛 印

同断 善左衛門 印

村方惣代 吉兵衛 印

同立会 庄兵衛

大蔵村親類立会

喜左衛門

坂浜村同断佐七

名主三郎左衛門後家

おなを殿

この史料に併せて、大蔵村と坂浜村の立会人に対し、市兵衛と善左衛門の連名で村方の諸帳面の預り証文を提出している。最近、平尾村に所在する文書群を一覧すると、村絵図や年貢割付状などが各家に分散されて所蔵されている。この様に、これらの諸文書は名主の交替に応じて引き継がれたものと考えられる。この時、「重而帰役被成候節八何時成り共不残相改御返可申候、為後日如此二御座候」と名主役の文書として管理することが記されている。しかし、その後鈴木家が名主役に戻ることはなかった。

以上の経緯を踏まえたとき、世襲名主から年番名主制へと転換するきっかけとなった鈴木家の後退は以下のように考えることができるだろう。清蔵の代に借金した金子の返済が滞り、その返済のために公金貸付を利用したのであるが、結局それが借金を膨らませる結果となったのである。結果、借金が支払えなくなったのである。

この公金貸付政策については、竹内誠の研究が詳しい。同成果によれば、公金貸付は、御用金を利殖することで財政収入としたものであり、その性格は「御拝借金」(＝恩貸)、不時の立て替えをする「御取替金」とは異なるものとしている。そして、公金貸付自体は、近世前期より実施されているが、幕府財政として重要な意味を持つようになったのは、寛政から化政期にかけてであると指摘している。⁽²⁸⁾

すなわち、幕府公金貸付政策は、村方に対する資金融通を意味するものであり、一方では新田開発などを促進する資金として地域発展を促す場合もあったが、他方では石高制のもと農業再生産によって成り立つ村にとっては、融通先が無く、むしろ貸付金に対し、利子金をも上乘せした上で返済するだけとなっている。実際、平尾村において、こ

の時期開発されていた形跡も見られず、とりたてて何かに投資した様子は見ることができない。その意味では、平尾村は公金貸付政策の失敗例であったといえるだろう。結果、三郎左衛門は「病死」という理由で、家が潰れてしまい、その田畑は村内の人々に分散される結果となったのである。

三、近世後期における相続形態

近世後期、平尾村では年番名主制がとられることになるが、それは突出した家が無く、個々の家が平準化していたことを意味していた。

次に、村を支える家の存続として重要な意味をもった相続のあり方について、いくつか紹介していくことにしたい。ただし、史料の関係上、平尾村の史料を中心にしながら、隣村史料をも含め、いくつかの事例から紹介していく。

一、家に入るといふこと（養子）

長男が相続することが一般的であったが、長男が不在の場合など、様々な理由で、他家の男子が養子で家に入ることがあった。本項では、こうした事例について紹介していくことにしよう。⁽²⁹⁾

△史料10▽

入置申取替証文之事

一 貴殿御男子御座候得共未御幼少二付、我等世倅を御名跡御望被成候二付、五力田村儀右衛門殿当村万右衛門殿以御取持持参金貳拾両世倅五郎左衛門二指添、貴殿之□跡二進ミ置申候、然ル上者子同前二被成、貴殿之娘おふよ

と夫婦二被成、貴殿所持被成候其御村之田畑山屋敷家財不残御讓可被成御約束二御座候、外二五力田村御持添之田地四石面余之所、是者御実子五郎殿二御分地被成置候御約束二御座候、然上者其元御両親様江孝行二可為致候、并諸兄弟衆江茂龜末二不致候様二可為致候、万一不縁二御座候ハ、右之持参金不残差添被遣候ハ、請取可申候、為後日取替証文仍而如件

大蔵村五郎左衛門親 喜左衛門 ⑩

享保拾八丑ノ年十月日 同村親類 伊右衛門 ⑩

同村同断組頭 市郎左衛門 ⑩

同村名主 万右衛門 ⑩

五力田村仲人 儀右衛門 ⑩

平尾村親

三郎兵衛殿

同史料は、大蔵村喜左衛門の息子五郎左衛門が三郎兵衛の名跡を継ぐことを条件に家に入ることを取り決めた証文である。三郎兵衛は当時平尾村の名主役を勤めており、実子である男子（五郎）は幼少であった。このため三郎兵衛は、二五両の持参金で五郎左衛門を迎えることになったのである。また、五郎左衛門は、将来的には三郎兵衛の娘おふよと婚姻し、三郎兵衛の家を相続することが約束されている。一方、三郎兵衛の実子五郎は、三郎兵衛の家を相続せず、持添である五力田村にある四石分の土地を分地することで、分家することが取り決められている。

次に二つの史料を参照しよう。⁽³⁰⁾

△史料11▽

相定申遺跡証文之事

一私儀悴病氣ニ付、諸親類相談之上ニ而、平尾村勘左衛門殿仲人ヲ以貴殿之子息藤五郎殿聳遺跡貫受、為持參金壹両只今日出度祝納仕候処、然ル上ハ我等持来り之田地并家財讓渡可申候、右ニ付諸親類脇より少茂構無御座候、依之村役人加判仕候処仍而如件

文政五年午ノ二月 能ヶ谷村

親 かな (印)

平尾村

仲人 勘左衛門 (印)

能ヶ谷村

同 藤左衛門 (印)

親類 仁兵衛 (印)

百姓代 兵左衛門 (印)

年寄 次郎左衛門 (印)

名主 嘉一郎 (印)

平尾村 熊次郎殿

△史料12▽

聳遺跡証文之事

一□□男子無御座候ニ付、能ヶ谷村安之丞殿□□甚五左衛門殿御世話ヲ以、貴殿弟六右衛門□□遺跡ニ貫請養女ゆう与夫婦ニ致、我等持来候田畑山林并家財譲り申、一生掛り候筈ニ相定申候処相違無御座候、□六右衛門為持參金

子式兩只今慥ニ受取申候、然上者六右衛門御定法相背致不身持、万一離縁候儀も有之節者、右持参金致調達、無相違御返し可申候、為後日親類□合加判一札入置申処如件

文政十三年寅閏三月 平尾村 貫主 熊次郎 ⑩

親類 久兵衛 ⑩

組頭 重兵衛 ⑩

世話人隠居甚五左衛門代印

常次郎

能ヶ谷村 世話人安之丞

廣袴村 幸次郎殿

前書之通相改候処相違無御座候、仍而□書印形仕候処如件

当村 名主

△史料11Vは、能が谷村かなの息子が病氣なため、平尾村の勘左衛門の仲人となり、平尾村熊次郎の子供藤五郎を聳とすることを取り決めたものである。これにより、かなの家では熊次郎家から持参金一両を受け取り、その代りに藤五郎は、田地・家財を譲り受けている。興味深いのは、△史料12Vを参照すると、八年後、熊次郎の家でも男子が居ないことを理由に広袴村幸次郎の弟六右衛門を養女ゆうの夫婦にすることで熊次郎家に迎え入れている。実子を他家へ出しながら、自家の相続のために養女を迎え、その養女に婿を迎えたのである。△史料13Vを参照しよう。⁽³¹⁾

△史料13▽

一札之事

一今般貴殿御倅瀧蔵殿義、当午式才ニ而其御村方与八殿世話ヲ以、金子壹兩式分相添我等相続人ニ貫請候処実正ニ御座候、尤自分実子出産之上相続ニ茂相成候節者右瀧蔵義我等家督相応之振合ヲ以可然様縁附可申候、為後日一札仍而如件

弘化三年午ノ五月

黒川村

辰之助



平尾村

七郎左衛門殿

△史料13▽によると、平尾村七郎左衛門の子供が二歳の時に平尾村の与八の介添えとして、持参金一兩二分で黒川村の辰之助のもとに養子にいくことが示されている。また辰之助の家で実子が生まれた場合、瀧蔵は相応の待遇で他家へ縁組みすることが約束されている。養子などによる縁組みにおいても、相手の家に入るとい⁽³²⁾うことは、その後の相続を前提としていたのである。

△史料14▽

相渡申名跡証文之事

一我等孫庄之助儀未幼稚ニ御座候而、殊ニ自分年寄剃髪之身ニ御座候得ば百姓相続難相成候ニ付、此度誰々殿申立

ヲ以貴殿弟何与申者夫婦女子式人親子四人共ニ貫請、則為持參金文金何両是慥ニ受取、則我等所持之田畑高何石何斗余并家財不殘讓渡シ申所毛頭相違無御座候、然上ハ孫庄之助成人仕候ハ、右女子姉誰与夫婦ニ致、家督相続為致候申合ニ仕貫請候処少茂相違無御座候、然上御公儀様御法式ハ不及申村方諸法式相守り百姓相勤可被申候、万一不相応ニ而仕縁ニも相成候□右之持金何両急度相添へ相返シ可申候、其節一言之違儀申間鋪候、為後日名跡讓渡し証文仍而如件

親類村役人申立加判

養子

庄之助祖父 了藏

伊太郎

親類 彦八

(以下欠)

△史料14▽は、持參金や田畑の石高などが記載されておらず、作成途中の史料と考えられるが、おおよそが理解できらるだろう。同史料を参照すると、了藏は出家し、孫の庄之助が幼年であることから相続が困難であり、伊太郎を養子として迎えている。伊太郎の養子に伴い、家督を相続させ、将来的には伊太郎の娘と了藏の孫庄之助とで夫婦にすることが取り決められている。⁽³³⁾

△史料15▽

譲り渡申名跡証文之事

一私義跡相談之男子無之二付、今般御村方四郎兵衛殿片平村留吉殿御両人媒ヲ以坂浜村新助殿弟吉右衛門義我等名

跡二貫請則為地参金ト五両御差添被下慥二受納仕候実正也、然ル上貞実候ハ、拙者持来り之田畑山林家財不残行譲り渡可申候

一御公儀様御法度之義堅相守御百姓大切ニ相勤仕并我等夫婦孝養致呉候様御申含メ可諭候、万一不縁等之義有之候ハ、持参金ハ不申及所持之品々相返可申候、為後日名跡証文仍而如件

文久三亥年二月吉日

上麻生村 貫主

甚助

同 親類

清兵衛

組合

助左衛門

坂浜村媒

四郎兵衛

坂浜村

片平村同

留蔵

新助殿

三番名主

藤蔵

上麻生村甚助の家には男子が居なかつた。このため、坂浜村新助の弟吉右衛門が、五両の持参金で甚助の家に入ることを取り決めた証文である。同証文を参照すると、吉右衛門が相続した際には、田畑山林家財全てを相続すること、そして百姓を勤め、甚助夫妻に対し、孝行することが条件となっている。⁽³⁴⁾

△史料16▽

相定申遺跡証文之事

一坂浜村権八殿倅平助儀我等娘このと申合之義有之貴殿相便り罷在候処我等男子無御座、此度当村浅右衛門殿媒ニ

而貴殿親分ニ御立、聲遺跡ニ申請娘このと娶夫婦ニ仕、行々我等持分之家財讓渡シ老年ニ罷成養育請可申候、尤御公儀様御法度之義者不及申村法堅相守百姓相勤可申候、万一相背候義も有之不縁之筋出来申候節者当人御引請可被成候、尚又平助義老母壱人御座候由坂浜村家名相立兼候義、被仰聞相談之上相究申候上者、平助存寄ニ随行々引取養育茂可致候当時差支も無之筋少々宛之心付見届ケ可申候、右之段々媒并双方熟談之上相究申候上者向後少茂相違無御座候為後日婿遺跡証文村役人加判仍而如件

寛政十三年辛酉正月 高石村

養父 勇右衛門 ⑩

親類 平左衛門 ⑩

五人組頭 甚兵衛 ⑩

仲人 浅右衛門 ⑩

年寄 政右衛門 ⑩

同断 幸八 ⑩

名主 虎右衛門 ⑩

鴨志田村

三右衛門殿

坂浜村の権八の伴平助を高石村の養父勇右衛門の娘このの家に入り、婿として夫婦となることを取り決められてい
る。基本的には、勇右衛門の家に入り、相続しているが、平助の老母が一人となることから、配慮することが取り決

められている。

△史料17▽

差出申一札之事

一今般私甥平三郎儀貫殿御分家嘉左衛門殿跡式相続人差遣し候、尤嘉左衛門殿娘おりきとの与見合百姓相続為致可申候、然ル上者右嘉左衛門殿跡式田畑山林共御渡可被下候、万一此者不埒之儀有之候歟又者百姓相続相成兼候ハ、右平三郎為致可申候、然ル上者右嘉左衛門殿跡式田畑山林共御渡可被下候、万一此者不埒之儀有之歟、又者百姓相続相成兼候ハ、右平三郎為致不縁其身斗り無相違引取可申候、其外何様之儀出来仕候共私共引受貫殿方江少茂御苦勞相掛申間敷候、為後日一札差出し申候仍而如件

青山御都路町

文政元寅年七月廿七日

伯父 儀平 ㊦

同所浅河町家主

加判人 勘藏 ㊦

坂浜村

與平次殿

鉄五郎殿

青山御都路町儀平の甥平三郎が、嘉左衛門の娘おりきと婚姻し、家（百姓）を相続することを取り決めたものであ

る。

以上、家の中に迎え入れる時の取り決めについて、紹介してきた。それでは、逆に家から離れるのはどの様な場合なのか、△史料18▽と△史料19▽を参照してみよう。⁽³⁵⁾

△史料18▽

引取申一札之事

私弟幼名源蔵義当村友左衛門殿源治郎殿兩人御世話を以貴殿養子名跡ニ差遣し申候所、熟縁相成兼今般及離別ニ右同人衣類者勿論小道具等迄不残請取申候処実正也、右跡式借財等之義者少茂無御座候若横合より右様之義有之由申来り候ハ、世話人一同罷出諸借財等ハ不及申ニ右当人身分ニ相抱り候儀ハ何様之始末ニ而も貴殿江少茂御難渋ニかけ申間敷候、為後日之引取一札入置申処仍而如件

文化八未年正月

市五郎 ①

世話人 源治郎 ①

同 友右衛門 ①

兵助殿

市五郎の弟源蔵は兵助の養子になったのであるが、うまくいかずに、離別している。離別の理由は不明だが、衣類などの小道具や、養子の際、借財したものについては、全て市五郎(源蔵)の方で責任を負うこととなっている。

△史料19▽

離別濟口一札之事

一我等養子源兵衛儀病身ニ罷成候ニ付、右御仲人衆中を以達而永之暇願望候得共、我等儀追々老年ニ御座候得者、遺跡離別仕候儀者不承知之趣彼是申之候、然ル処村方仙蔵殿并勘左衛門殿平尾村恒右衛門殿御深切ニ厚く御取扱御口入被下候ニ付、双方納得之上離縁いたし差遣し申候、尤御趣意として金子四両右之通御渡し被下、慥ニ請取申候、然ル上者何方江縁附候共、此方二者少茂差構無御座候、猶又家督証文之儀御返し被下、慥ニ請取後日御仲人衆中親類并二扱人衆中加印一札入置申候処仍而如件

文政元寅年六月日

栗木村

養父 源蔵

印

親類 半蔵

印

仲人 四郎兵衛

印

扱人 仙蔵

印

同断 勘左衛門

印

平尾村

仲人 甚五左衛門

印

扱人 恒右衛門

印

仲人 民右衛門

印

平尾村 源兵衛殿

栗木村の源蔵は、平尾村から源兵衛を養子に迎えた。しかし、養子の源兵衛は、その後暇を願い出ている。この暇願いについて、源蔵はもう老齢なことから不承知であった。結局、扱ひ人の説得もあり、四面支払うことで離別が決まったのである。

以上、養子として家に入出入りすることについて、簡単に紹介してきた。これらの史料を参照すると、一つのパターンが存在する。判明できる点として、箇条書きで三点紹介しておこう。

①同史料の一連の史料を参照すると、おおよそが、娘が居る家に男性が婚姻して入る場合（あるいは許婚として入る場合）が多い。平尾村一帯においても、男性の家に女性が嫁入りするのは一般的であったと考えられ、嫁入り関係の史料は残されていない。男性が女性の家に入る場合は、一度養子になり、相続することを前提とした上で婚姻することが多かったのである。

②家に入る際には、持参金を必要としていた。もし不縁により家から出る場合は、持参金を返金している。その際、衣類などの私的な財産も返還されることになるが、逆に借財があった場合、家から出た後においても責任を負うことがあったのである。

③家を相続するということは、その名跡を継ぐことを意味していた。この名跡を継ぐことは、田畑を始めとして家財など全財産を引き継ぐことを意味し、家長として、その家の家族を扶養することを意味したのである。

二、縁談と離縁

次に、男女間の婚姻をめぐる離縁や破談の問題を取り上げることにしてしよう。△史料20Vを参照しよう。⁽³⁶⁾

△史料20▽

離縁状之事

一其方勝手ニ付此度離縁差出候

然ル上者何方江縁付候共少茂

差構無御座候為後日離縁

一札仍而如件

慶応二寅年六月日

百村 角蔵

てつとの

△史料20▽は、一般に知られるのと同様な離縁状である。三行半で記載されており、百村角蔵がてつに対して「みくだりはん」を提出したものである。これによって、てつは他家に嫁ぐことが初めて可能となったのである。それは、このてつと角蔵の間にはどの様なことがあったのであろうか。△史料21▽を参照しよう。

△史料21▽

入置申為取替せ一札之事

一我等娘てつ義貴殿妻ニ差遣置候処不熟ニ付、今般てつ義鎌倉松ヶ岡御所江蹴入、離縁御寺法相頼由ヲ以、双方御呼出シニ相成、厚御利解被仰聞奉恐入候、然処扱人立入示談及掛合候処、昨丑九月中出産仕候小児壱人世話可致

筈、当寅ノ六月より来ル卯年八月為手当、巷ケ月ニ金貳分ツ、受取可申、八月迄拾五ケ月之間慥ニ世話仕、尤養育為手当巷月ニ金貳分ツ、受取可申対談仕、且預り中急煩又者出入様儀出来仕候共、右小児ニ付聊迷惑相掛申間敷筈、依之為後日為取替申対談一札、仍而如件

慶応二寅年六月

平尾村

百村

藤右衛門

角藏殿

親類 兼吉殿

同史料を参照すると、てつと角藏の間で離縁した理由は、てつが鎌倉の松ケ岡御所（37）東慶寺に駆け込んだことが理由であった。東慶寺は、上州の満徳寺と共に縁切寺として著名であり、駈入女を取り調べたり調停していた。これによって、示談がなされ、角藏は一か月二分の子供の養育費を支払うことが取り決められている。つまり、角藏によるてつへの離縁状は、てつが駆け込み寺へ入ったことを受けた対応として考えてよいだろう。

女性の離縁を可能とした理由は、単に駆け込み寺に行くことだけが唯一な正当な理由ではなかった。多摩郡押立村におけるてつの一件を紹介することにしよう。△史料22▽から△史料24▽を参照して欲しい。（38）

△史料22▽

乍恐以書付御訴訟奉申上候

関保右衛門御代官所

武州多摩郡押立村

百姓七郎兵衛後家

訴訟人 てう

離縁出入

大熊吉太郎様御代官所

同州同郡車返村

相手 百姓 多吉

同 同人親類同 与四郎

右訴訟人七郎兵衛後家てう奉申上候、私共夫婦之中孫四郎与申男子壹人有之、加々見金右衛門様御知行所同郡高石村百姓久蔵姉千代与申女子貫請、右孫四郎江姫合相続罷在候中当卯十二才二相成候、女子壹人出生致し拾貳年以前辰年中孫四郎儀病死致し千代儀 別而貞実二而私共夫婦老人之手当者不及申農事之世話家来取賄等まで万端能心附深切二致し外二可相懸男女子供も無之親類組合一同相談之上同人を其俣相続人二相立九ヶ年以前未年中相手多吉俣万八儀を同郡長沼村百姓岩吉并当村百姓文左衛門たよ俣せ話を以躰養子二貫請、右千代江姫合夫婦之中当卯八才二相成候男子壹人出生致し、七ヶ年前酉年中夫七郎兵衛七十五才二而病死致し、私并渠等夫婦男女子供両人都合家内五人暮二而万八儀農間大工職致し罷在候、然ル処同人儀平日大酒を好不身持二而放遁之取計而已いたし候二付、無抛五年以前亥年春中離縁可致候処、当人ハ別而実父多吉親類与四郎共達而相談候二付、多吉与四郎并万八より以来心得違有之候ハ、如何様ニも取斗可申旨一札取置勘弁致し置候処、兎角心底不相直農業不情ニ而大酒致し醉狂之上妻子を打擲私迄日々悪口し詈、其後も不行跡者度々ニ而其時々詫入有之候間、出生之子供も有之私儀も追々老衰致し候

儀二付、可成丈ハ勘弁いたし遣し候処近来益々相募大工作料等之儀而家内賄之足合ニ仕候儀者扱置少々も有之候、
金錢ニ而女房千代□□取彼是差留候得者打擲致し立騒、剩私迄も相欺無体ニ衣類等も持出シ昼夜之無差別乱妨ニ遣
捨数日宿元江も不相帰傍若無人之振舞いたし、既私儀当卯七十六才ニ罷成極老之上殊ニ女之身分甚以持□ミ更ニ安
心之期無之候付前書詫一札受取候後も当村平兵衛下布田村久右衛門ハ勿論親類組合村役人よりも種々異見差加候得
共不取用、日増我俣増長致し此俣罷在候而者僅之身上退転致し相続難相成初発世話人右岩吉儀も当春病死致し候ニ
付、世話人右文左衛門太郎兵衛并親類組合相談之上村役人迄も申出離縁之儀決着致し万八身分実親多吉方江引取呉
候様再応及掛合候得共一同可致罷在私儀輕老之女与悔一円取放不申万八義者日々乱妨相働寒以難儀至極仕候間不是
非御訴訟奉申上候、何卒以 御慈悲相手之もの共被召出前条之次第御吟味之上万八身分離縁致し候上者速ニ引取候
様被仰付被下置候様偏ニ奉存候、以上

関保右衛門御代官所

武州多摩郡押立村

百姓七郎兵衛後家

天保十四年卯年九月

訴訟人 てう

御奉行所様

前書之通御訴訟申上度奉存候間、何卒御慈悲御差出被成下置度奉願上候、以上

卯

九月廿八日

右 てう (爪印)

親類組合惣代

親類

差添人 文左衛門[㊦]

関保右衛門様御役所

同史料は、七郎兵衛の後家てうが、車返村百姓多吉と親類与四郎を訴えたものである。てうの子供には、孫四郎という男子が一名いた。この孫四郎は、高石村の千代と結婚し、女子一名を生んでいる。その後、孫四郎は病死したが、その後も千代は家に残り、七郎兵衛とてうの世話だけでなく、農業などを真面目に勤めを果たしたのである。この千代は真面目なことから、そのまま相続することとし、九年前に車返村多吉の子供で大工職人であった万八を聳養子としている。ところが、この万八は、大酒呑みの好色であり、さらに暴力もふるっていた。このため、親の多吉に離縁の相談をしたのであるが、その際は、反省の一札を出し解決している。しかし、その後も大酒癖は治らず、暴力はふるうし、さらには衣類なども持ち出す有様であったのである。一方、てうも老齢となり、すでに七十六歳であることから、可哀相な千代にたまりかねて離縁を訴えることになったのである。もちろん、村民が直接領主に訴えることは認められないことから、名主平左衛門が添翰により訴願している。それが[㊦]史料23[㊦]である。

[㊦]史料23[㊦]

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡押立村名主平左衛門奉申上候、当村百姓七郎兵衛後家てふより大熊善太郎様御代官所同郡車返村百姓多吉其外江相懸り聳養子離縁之儀二付申立御訴訟申上度旨申出候二付、取調候処相違無御座候間添簡仕候、何卒

以 御慈悲御取上被成下候様奉願上候、已上

武州多摩郡押立村

天保十四卯年九月

名主 平左衛門

㊦

関保右衛門様

御役所

その後、示談の方向に向かっており、最終的に取り下げている。△史料24▽を参照しよう。

△史料24▽

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡押立村百姓七郎兵衛後家てう奉申上候、先般私より大熊善太郎様御代官所同郡車返村百姓多吉同人親類
与四郎江相掛り聳養子万八身分離縁出入申立奉出訴度御差出之儀奉願上候処扱人立入御猶予願上懸合之上夫々示談
内済行届候間何卒以 御慈悲願書御下ケ切被成下置度偏ニ奉願上候已上

卯壬九月

武州多摩郡押立村

七郎兵衛後家 てう

親類惣代百姓 文左衛門

百姓代 平兵衛

同郡上石原村

関保右衛門様

御役所

扱人 名主 市郎右衛門

以上の様に、てうが千代と万八の間の離縁を願い出ているが、最終的には示談とすることで、取り下げている。その結末は不明だが、暴力、酒乱、衣類の質入れ、好色などは、離縁を要求する上での正当性を主張する要素であったのである。ただし、ここで注意しておきたいことは、三行半が作成される場合、相互間の示談によるものであるが、この一件で、領主に離縁の正当性を訴えることによって、初めて離縁の可能性を模索できたということである。

実際、△史料22▽から△史料24▽までの一連の史料を参照してみよう。訴願の主体は当事者である千代ではなく、名請人の後家としての立場であるてうであることがわかるだろう。男女間の問題については、当事者間の問題としてだけでなく、家の問題として理解されているのである。

次に縁談がまとまりつつあった状況が突然破談した例を紹介しておこう。△史料25▽を参照されたい。⁽³⁸⁾

△史料25▽

(縁談破談)

差入申一札之事

一今般我等娘なみ義、当村与五左衛門并長沼村音右衛門殿兩人ヲ以貴殿姫二貫度御談し有之、早速家内相談致し候
処我等方ニ取候而者過分之縁組ニ候故、家内も悦遣し度申故早速御返事申上、乍然当人江も此儀ヲ不聞申候上者

被存候内右兩人ヲ以結納目出度受納仕候、且当人義奉公中之事故早速出府仕同人江申聞候処御主人より御暇無之故無余義右兩人江此段御断申候処、貴殿方ニ而御立腹有之趣ニ而右兩人見合罷在我等当惑仕高勝寺様御納所相願右不行届之段御詫申入候処御承知被下勿論貴殿方より受納仕候結納品之外為酒代金百疋相添御渡し申候処御請取被下、依之一札差出し申処如件

嘉永二酉四月 日

矢野口村

百姓 林蔵 ㊦

親類 岡右衛門 ㊦

坂浜村 善蔵殿

△史料25▽は矢野口村百姓林蔵の娘なみを姫として迎えるという縁談があり、両親は賛同し、結納も取り交わしたのであるが、奉公先で暇の許可を得ることができず、結納品の返却に加えて、酒代金百疋を提出することで破談となっている。

三、百姓の条件と百姓株

次に家を相続することは、百姓としての勤めを果たすことが求められるが、この点について探っていくこと⁽⁴⁰⁾しよう。

△史料26▽

書付を以申上候

一私病身者ニ御座候ニ付百姓仕候儀相出来不申候、依之田地之御世話成シ被下候様ニ願上候、仍而如斯ニ御座候以上、然上者田地御払被成候共何連ニ茂御勝手次第第二可被成候

辰年七月五日

御親父様

△史料26▽は、病氣であることを理由に、田地の世話ができず、百姓を勤めることができないことを示している。続いて、△史料27▽を参照しよう。⁽⁴¹⁾

△史料27▽

以書付御願申上候

一私義若年より江戸青山原宿村ニ住居仕罷居申候所、御村方兄藤兵衛義廿五年以前病死仕、娘はつ与申老入御座候所幼年ニ付、押立村文左衛門□□はつ伯父之義故文左衛門方江遣シ置、跡式相続人無御座候□藤兵衛株私引請親類覚左衛門七話人ニ相頼御年貢諸役無滞是迄相勤申候内右はつ義出産仕候而も藤兵衛義至而小株之百姓故女子壹人ニ而百姓相続可致様無之依之諸親類相談之上はつ義ハ文右衛門忒八左衛門妻ニ致シ罷遣候、然処私義近年病身相成当時ニ而八歩行も不相成候得者打越百姓株引請居候而も甚難儀ニ付、今度双方相論之上右藤兵衛跡式之義押立村八左衛門□三之助と申当子四才ニ相成申候而、遣跡ニ相定右三之助廿才ニ相成申候ハ、百姓株相立可申筈対談仕候、尤夫上藤兵衛跡式御年貢諸役之義者勿論何事ニ不依右八左衛門引請急度相勤年々諸勤□帳面各方江差出

シ可申筈是又対談仕候間、何卒右之段御聞届ケ被下 御役所様江御願被成私義ハ御村方宗門人別五人組帳御除被
下候様御願申上候、以上

安永九年子十一月

矢ノ口村藤兵衛事

江戸青山原宿村願人 清五郎

⑩

押立村親類 八左衛門

⑩

矢ノ口村親類 覚左衛門

⑩

同五人組 八郎左衛門

⑩

前書之通り双方相談之上御願申候得者御聞届ケ被下忝奉存候、然ル上者右藤兵衛株之義私忝三之助廿才ニ相成百姓
株相立候上之内年々御年貢諸役無滞相勤残作徳米之義ハ親類五人組立合勘定致シ委細帳面ニ記シ置其趣各方に書付
差出シ急度預り置右三之助廿才ニ相成百姓株相立候節者無相違相渡シ可申候、為後日親類五人組連印之一札奥書ニ
差出シ申候所仍而如件

安永九年子十一月

押立村

三之助実父 八左衛門

⑩

同村親類 清左衛門

⑩

同村五人組 伊兵衛

⑩

矢ノ口村 親類覚左衛門

⑩

同村藤兵衛五人組 八郎左衛門

⑩

矢野口村

名主年寄中

△史料27▽は、矢野口村にある藤兵衛が所持する百姓株の取り扱いをめぐって記されたものである。同史料を参照すると、二五年前に藤兵衛が死去した段階で娘はつが相続したのであるが、幼年であった。このため、藤兵衛の百姓株は親類で青山原宿に居住していた清五郎が預り、親類の覚左衛門を通じて年貢諸役を勤めたのである。一方、はつは押立村に住む伯父の文左衛門の家に預けられ、文左衛門の伴八左衛門の妻となったのである。その後、親類である清五郎も老齢となったことから、八左衛門の子（はつの子）である三之助に二十歳になった段階で百姓株を認めることを示している。これに対して、天明元年（一七八一）には、押立村八左衛門は忠左衛門を家守とし、百姓役を勤めることになったのである。△史料28▽がそれに当たる。⁽⁴²⁾

△史料28▽

以書付御届ケ申候

一御村方百姓藤兵衛株引請人押立村八左衛門御届ケ申候右藤兵衛株之義去子十月中より私引請御年貢諸役無滞相勤申候、尤悴三之助義当丑五才二罷成候、此悴式拾才二罷成申候ハ、御村方江差遣し百姓役為相勤可申筈二候所、夫迄之間打越御年貢諸役相勤候義も難儀二付、此度以勝手御村内私親類忠左衛門家守二相頼申候間、此段御届ケ申候以来藤兵衛株百姓役一件之義ハ右忠左衛門江御申付可被下候、若シ忠左衛門不埒之取計御座候ハ、何時二而も私引請無滞相勤可申候、為後日一札仍而如件

天明元年丑十一月

藤兵衛株引請人

矢ノ口村

名主年寄中

押立村 八左衛門 ㊦

五人組 清右衛門 ㊦

同様な例として、⁽⁴³⁾ ㊦史料29Vを参照しよう。

㊦史料29V

一札之事

一私義近年多病ニ相成、農業渡世相成兼両親養育難相成、右ニ付親類与合相談之上弟仙蔵家財田畑竹木迄不残讓渡
申所実証ニ御座候、猶又親養育之ため金壹両式分追々相送り可申候、然ル上両親大切ニ養育可被成候、為念親類
与合加印一札入置申候如件

天保二年卯三月

清次郎 ㊦

親類 新右衛門

与合 八蔵 ㊦

仙蔵殿

△史料29▽は清次郎が病氣であることから両親の養育が困難となった、このため、清次郎の弟仙蔵が代って相続することとなり、家財田畑などのすべてを譲渡している。清次郎としても養育費として一兩二分を送ることとし、両親を大切に養育することが記されている。⁽⁴⁴⁾

△史料30▽

以書付御願申上候

一百姓平八御願申候私儀幼年より江戸表江罷出年季奉公仕居百姓業仕馴不申候得者百姓役相勤り不申殊ニ至而少田地ニ而村方江引込候ハ経営相成不申難儀至極ニ奉存候間、此度五人組親類一同相談之上私跡式之義者田畑名前印形共親類次右衛門方江譲り渡シ末々次右衛門以存寄ヲ百姓株相立候筈ニ而私義ハ自今村方人別帳面御除被下末々迄も江戸表ニ而経営仕度親類五人組一同以連印御願申候以上

天明六年六月 矢野口村百姓願人 平八 印

赤坂御掃除町又三郎店 同人事 平助 印

五人組親類兼 次右衛門 印

同断 金兵衛 印

同断 長左衛門 印

五人組 文右衛門 印

同 喜左衛門 印

名主年寄中

同史料は、矢野口村の百姓平八は、幼年の時から江戸での年季奉公をしており、百姓稼ぎはしていなかった。よつて、江戸から矢野口村へ戻り、家業を継いだとしても不馴れなため、満足な百姓稼ぎができなかった。このため、百姓株を親類の次右衛門に譲ることが示されている。そして、平八は人別帳から外してもらい、江戸に出向することを認めてもらうよう名主・年寄に対して願ひ出たのである。△史料31▽を参照しよう。⁽⁴⁵⁾

△史料31▽

奉願覚

私儀親佐左衛門義、十三ヶ年以前相果申候、其砌我等義若年二御座候間、親類・組合内より相談仕御公用之儀者不及申、内外共二引受世話仕候処我等義頃立候二付、万端引請百姓方之儀出情仕、勤仕候得とも、近年多病罷成、百姓方之義難相成、内外勝手向不都合二相成難義仕候間、依之親類・組合一同相談之上、私弟金五郎義私子分二仕、跡式相続田畑・山林并家財不残相渡シ相続為仕候趣二熟談二及申候、然ル上者母弟萬蔵・富五郎・伯父甚助引受させ、万事右親類・組合当人者不及申承知仕候間、何分各々様御取斗をもつて、弟金五郎江跡式相続為仕度奉存候、前書申上候通病身二御座候得者、百姓勤仕候義者実々無覚束奉存候、幾重も御勘弁成被下、行々跡式相続之義偏二奉願上候、勿論親類・組合奥書連判仕差上申候、右之通被 仰付被下候様、此段右願上候、以上

寛政八年辰ノ二月

願人 長右衛門 ①

世話人 吉五郎 ①

組合 三右衛門 ①

村御役所

同断	嘉左衛門	印
同断	藤七	印
同断	庄兵衛	印
組頭	又四郎	印

親類・組合申上候、前書長右衛門申上候通、毛頭相違無御座候間、何分御勘弁被成下、願之通被仰付被下候様、加判之者一同奉願上候、以上

△史料31Vは、平尾村の金五郎の相続をめくり、村役人に承認を願い出たものである。村役人に相続を願い出た長右衛門の父親は十三年前に亡くなっている。当時、相続すべき長右衛門は幼年であることから、親類や組合で相談し、諸々の世話をしている。その後、長右衛門が成人し、家業を引き継いだが、病身なことから家業の切り盛りができなくなっている。そこで、長右衛門の弟である金五郎を子分（＝養子）とし、相続している。同史料から、三つの点が注目できる。

一つは、長右衛門の弟に家業を引き継ぐとき、直接、弟に相続していない。「私子分二仕」と、まず子分とした上で、家業を相続している。これは、順養子といわれるもので、平尾村では、家を相続する場合、その対象は家長の子供でなければならなかったという村の慣習的な秩序に従ったものとして考えることができるだろう。

もう一つは、跡式相続を行なう場合、「跡式相続田畑山林并家財不残相渡シ」と記されているように、田畑山林はもちろんのこと、家財全ての権利が譲渡することを意味していた。さらに相続することは、「母弟万蔵・富五郎・伯

父甚助引受させ……」と記されているように、家族の長として全体を切り盛りすることを意味したのである。

そして第三は、村役人に対し家の相続を願ひ出る場合、長右衛門・世話人・組頭などの連名で提出している。さらに長右衛門の願書の内容に間違いの無いことが奥書に記されている。また、逆に相続される当事者である金五郎の記載はない。家を相続する場合、本人の承諾のみならず、相続する人や周囲の人々の承認が重要だったのである。相続の問題は単に、その家だけの問題ではなく、親戚・組合などにも関係していたのである。

五、家を引き継ぐということ

次に潰れてしまった家を再び復興させた例を紹介していくことにしよう。⁽⁴⁶⁾

△史料32▽

響遺跡証文之事

一此度当村善左衛門跡拾五ヶ年以來及潰候処、去卯年三月中組合一同相談之上、右善左衛門孫たよ貫戻し、猶又此度相談之上当村八右衛門世話ヲ以同村作右衛門弟善右衛門貫受、右たよ与夫婦ニいたし相続為致候筈ニ相定申候処、且又善右衛門為持参与金子式両式分只今慥ニ受取申候、然ハ善左衛門持参之田畑高三石七斗六升余并山林家作共譲渡し申候上者御年貢諸役村用御用向并村法大切ニ相守□□候、若不身持候ハ、万一離縁之儀有之節ハ右持参金致調達無相違御返し可申候、為後日之親類組合村役人加判之一札入置申処仍而如件

天保三辰年八月 平尾村

貫主

藤助

印

当村 作右衛門殿

親類	伝左衛門	印
組頭代	常治郎	印
仲人	八右衛門	印

前書之遺跡証文田畑高山林相改候処、相違無之候、以上

右村 年寄 喜八 印

△史料32▽は、善左衛門家が潰れたまま、そのままとなっていたのを、天保二年（一八三一）三月に善左衛門の孫で、独身であったたよを善左衛門家に戻し、作右衛門の弟善右衛門と夫婦にして家を復興することが示されている。善右衛門はこの時、二両二分の持参金が支払われることで善左衛門家に入ることとなり、善左衛門家の田畑、山林、家作などを相続している。

六、帳外の例

次に個人が村の構成員から外れる例を紹介していくことにしよう。⁽⁴⁷⁾

△史料33▽

乍恐書附を以奉願上候

多摩郡矢野口村百姓新左衛門母しま奉申上候、私次男七之助義当戌式拾壹歳二罷成候処平日身持不宜農業不精大酒

を好所々遊歩行先々口論等仕候二付、度々異見差加候得共取用不申、剩此程二而ハ不宜者と突合候風聞及承候二付、驚入召連御訴可申上存親類五人組打寄相談仕候処、右を承候哉当月朔日風斗致家出相帰不申候二付、心当り所々相尋候得共行衛相知不申候、尤右七之助身分二付是迄出入等申来候者無御座候得共、右体不埒者二御座候得者此上何方二而何様之義仕出可申哉、後難之程安心不仕候二付何卒 御慈悲を以旧離御帳面二御記被遊被下置候様親類五人組村役人一同連印を以奉願上候、右御聞濟被成下願之通旧離御帳付被為仰付 被下置候ハ、難有仕合奉存候以上

寛政二戌年二月八日

武蔵国多摩郡矢野口村

百姓 しま

願人

新左衛門

印

親類 平右衛門

印

五人組伊右衛門

印

年寄 浅右衛門

印

名主 清蔵

印

伊奈撰津守様御役所

同史料を参照すると、七之助は農業を営まず、大酒飲みなど放蕩の限りを尽くし、家出をしたまま帰って来なくなつた。このため、旧離帳付を願ひ出ている。同様な例として、⁽⁴⁸⁾ハ史料34Vを紹介しよう。

△史料34▽

乍恐書附を以奉願上候

多摩郡矢野口村百姓権六奉申上候私二男文太郎儀当戊三拾五歳ニ相成候処平日農業不精ニ而所々遊歩行剩家内之衣類等持出質物ニ差入無益之金錢遣捨口論及度々ニ追々不埒相募候ニ付、度々異見差加候得共、一向取用不申其上不宜者与突合候風聞及承候ニ付、旧離御帳附可仕与相談仕候ニ付、右を承候哉当月三日不斗致家出候間心当所々相守候得共行衛相知不申候、右体放埒者迎百姓相続可仕者ニも無御座此上先々ニ而何様之悪事仕出可申哉難無覚束□恨候ニ付無拗此度親類五人組村役人相談之上旧離御帳付奉願上候何卒御慈悲を以御帳付被成下候様奉願上候、依之親類五人組村役人一同連印を以奉願上候、尤私罷出御願可申上処老衰之上病不行歩ニ付悴佐右衛門罷出奉願上候、右文太郎身分ニ付是迄出入等申来候もの無御座候以上

寛政二戌年二月

武州多摩郡矢ノ口村

百姓願人 権六

右権六老衰不行歩ニ付代

悴 佐右衛門

親類 忠次郎

五人組 所左衛門

年寄 浅右衛門

名主 清藏

伊奈撰津守様

御役所

△史料34▽は、文太郎は三十五歳にも関わらず、農業もせず、放蕩の限りを尽くしていた。しかも、衣類などを質入れし、そこで得た金銭を使っていたのである。この文太郎も家出のまま行方知れずとなったことから、旧離帳付を願ひ出ている。

もう一つ帳外になった例として、△史料35▽と△史料36▽を参照しよう。⁽⁴⁹⁾

△史料35▽

乍恐書付奉願上候

武州多摩郡

平尾村

百姓代兼治郎弟

新蔵

当巳廿八才

右兼治郎并親類組合村役人奉申上候、前書新蔵義ハ不身持、農業嫌ひ其上大酒ヲ好ミ、兎角無益之金銭遣捨候もの
二付、往々無覚束、既二一時年右之趣申立、勘当帳外相願候積、兄并親類共より其段当人江も申含候処、右ハ若氣
之至り不便ニも有之、今一応見逢ニ呉親類共江身分相任せ候様可仕旨村役人より談も有之故、任其意其俣相過罷在
候処、当春至り以前ニ弥増身持不宜、心得違之応異見差加へ候得共、更ニ取用不申候、勘当帳外可仕外無之、右之

趣当人江申含候而も同様之義二而、勘当請候共聊不苦旨申居候程之義、当時体二而者迎も心底可立直様無御座、尤別段悪事出入抱り合等者何二而も無御座候得共、此俣捨置候而者却而当人身持不宜、旁無覚奉存候間、何卒以御慈悲を右願之通新蔵身分勘当帳外被仰付被成下置候様奉願上候

安政四年巳三月

右新蔵兄

兼治郎

親類組合惣代

親類 金五郎

村役人物代

名主 喜八

江川太郎左衛門様

御役所

△史料36▽

乍恐以書付奉願上候

武州多摩郡平尾村

百姓代兼治郎弟

新蔵

当巳廿八才

右之もの義、身持不宜、当七ヶ年前去ル安政四巳年三月勘当帳外仕度旨奉願上候処、願之通り被仰付、右之趣当人江も申渡罷在候処、此節同人より立戻り帰住いたし度親類共を以歎来候二付、心底得与承り糺候処、右者全若氣之至り一旦之心得違之段、先非後悔発明改心いたし、是迄御当地懇意之もの便り、日雇稼等いたし候義二而、何二而も別段悪事出入抱り合等無之、此上者帰住之上農業出精相励、家族之もの共供々安心仕度旨只管相歎罷在候上者不便歎敷候間、何卒以御慈悲前書新蔵身分願之通帰住被仰付被成下置度奉願上候以上

文久三亥年三月六日

右 親類組合惣代

年寄 喜八

村役人惣代

年番名主亀蔵

江川太郎左衛門様

御役所

△史料35Vは、この新蔵を勘当して帳外を願ひ出たものである。同史料を参照すると、新蔵は、農業嫌いで大酒飲み、さらには金遣いも荒く、放蕩の限りを尽くしていた。このため、新蔵の兄や村役人から勘当し、帳外とすることをお願い出ている。同史料によると、兄の兼次郎は改心させることに一生懸命で、周囲が新蔵を帳外にしようとしても、若さからくるものであると弁明し、周囲に対し対応を親類に任せてほしいと説得している。そして、帳外の訴願に際しても、「別段悪事出入抱り合等者何二而も無御座候」と、特に事件を起こしたわけでないとかばっている。しかし、

こうした兄の指摘とは裏腹に、当の新蔵本人は、勘当しても構わないと強気の有り様であった。他方、△史料36▽を参照すると、新蔵も六年の間で相当反省している（史料中では七年前となっているが計算によると六年になる）。史料を見ると、六年前には勘当しても一向に差し支えないと威勢がよかつたのであるが、日雇いによる毎日の生活に耐えかねたのか、「若氣之至り一旦之心得違」「先非後悔發明改心いたし」と、最早その勢いは無くなっている。

以上、二つの史料を参照すると、勘当帳外の場合も帰住の場合でも、必ず領主（この場合は代官）に願書を提出し、許可を受けている。帳外というのは、人別帳から外すという意味からも、親戚だけでなく村役人を含めた連名によって提出され、その上で必ず領主の許可が必要だったのである。勘当という行為は、家だけの問題ではなく村全体の事柄として扱われ、さらに手続きとして領主の許可も必要としたのである。

七、潰れた家の対応―常右衛門一件を素材として―

潰れた家に対する対応として常右衛門一件を例にしながら紹介しよう。△史料37▽△史料38▽を参照されたい。⁽⁵⁰⁾

△史料37▽

借用金子充書入証文之事

畑山境道下

一下田五畝歩

此分米三斗也

常右衛門名地也

此借用金四兩也

右者当村御帳面御高之内我等処持之名地ニ御座候処、此度無拋要用差廻り貴殿江申入当戌十一月より子ノ十二月下旬迄三ヶ年季借用仕、前書之金子慥ニ請取申候処実正也、然ル上者右金返濟之義者書面之通期日迄ニ急度返濟可仕候、勿論利足之義者壹割五分之勘定を以年々十二月下旬迄ニ無相違相濟可申候、尤前書之金子元利共不殘勘定相濟申候ハ、此証文御返シ可被成候、為後日之借用証文入置申候仍而如件

文政九戌歲十一月

平尾村

金子借用人

常右衛門

⑩

親類 久兵衛

⑩

年寄 藤助

同村 与八殿

△史料 38▽

口上之覚

私父白井吉兵衛跡養子常右衛門儀、御承知被下候通跡式ほうらつ二仕、当人者勿論妻悴初子供引連家出仕、何方江歟罷越身凌仕罷候、右者如何之存寄ニ御座候哉、養家をつぶし外江立除キ候心底、甚以不埒至極ニ奉存候、右ニ付何卒御旦家之儀御座候間、地分ヶ組合之者共被召呼被仰付被下、妻悴安太郎宿元江江戻、跡相続相立候様ニ被仰含被下早々立戻り候様、左様も不仕候ハ、常衛門儀ハ家内共里方江離縁仕差戻候様ニ仕度候間、此旨を以何卒常右

衛門江両様之訳付候様ニ被仰付被下候様仕度、此段御旦寺様之儀ニ付相願申候、以上

辰四月

白井吉兵衛

娘 富

吉兵衛家（白井家）は、常右衛門を養子に迎え、名跡をも相続した。しかし、ハ史料37Vの様に、下田五畝を担保にして、三年季で四両の借金をし、さらに妻と子供を連れて家出をしたのである。結局、家出の段階で、養家（常右衛門家）を潰し、伴安太郎を引き戻し、相続することになったハ史料38V。こうして文政十三年閏三月には田畑・家作などの財産を売り払うと共に、借金の支払いを行うことで、潰れに伴う整理を行っている。

おわりに

平尾村は、多摩丘陵といわれる小高い丘に位置しており、谷戸を利用して耕地や集落が点在していた。農業が中心の純農村地帯で、あまり農間余業は行われていなかった。村高は、一九一石余りで、用水などの水の供給に支障があるため、新田開発は行われず、近世前期より変化が無かった。近世後期、江戸地廻り経済の展開に伴い、各地で商業的農業の発展を見ることができ⁽⁵¹⁾るが、その一方、あまり開発がなされなかった地域もあったのである。⁽⁵²⁾平尾村のイメージは後者の地域に属するものと考えられる。

限られた耕地は、平尾村にとって家数を限らせることを意味した。家数が少なくなれば、村自体の共同体の維持に支障を招く。平尾村の様に限られた耕地面積による純農村地帯では、家数が多すぎても少なすぎてもいけなかったのである。江戸時代の中ごろから明治期に至るまで、家数にほとんど変化がなかったのは、こうした理由が大きいとい

えるだろう。

また、本論で取り上げると混乱するので、紹介しなかったが、村内の間では、畑地や田地の取替が行われている。地分組合も存在し、耕地の統廃合が実施されていたのである。土地所持権によって、耕地の所持者が恒久的に固定化されていたわけではなく、耕地の有効利用がなされていたのである。

近世における村内運営は、村役人の任免などにおいて一定程度領主の支配が関係するものの、自律制が認められていた。近世前期の平尾村における名主役は、鈴木家による世襲名主であったが、その後年番名主になっていく。この年番名主は、近世中期の清蔵の代の時の借金に対し、公金貸付を利用しているが、それがさらなる利子を生むことで家として没落する結果となり、三郎左衛門の病死によって名主役の世襲が途絶えることとなったのである。

先の成果の中で、竹内誠は公金貸付政策について、「幕府財政の利殖機能を果たしつつ、大名・旗本財政や農民経営に対する「テコ入れ」の機能を併せて有しており、救済と収奪の両様を兼ね備えたもの」と評価している⁽⁵³⁾。公金貸付は、特産品などを前提とした、資金の投下先がある場合、有効に作用するのであるが、借金の返済を目的とした公金の借り入れは、鈴木家にとって、利子金が膨らむ結果となり、家を潰してしまうことになったのである。平尾村の様な純農村地帯にとって公金貸付政策は必ずしも村内の活性化にはつながらなかったのである。結局、三郎左衛門の病死によって、家は潰れてしまい、平尾村は年番名主制となる。近世後期平尾村は世襲名主は存在せず、以後、年番名主制がとられている。年番名主というと、毎年名主役が交替する印象をもつが、平尾村の場合は数年で交替しており、必ずしもそうとはなっていない。平尾村について、年番名主制をとった理由はわからない。また名主が選出される経緯についても不明である。ただ、平尾村は近世後期になっても村内の階層分化は進まず、一定の家数で、五穀を中心に限られた耕地を利用していた。相続する人が居ず、家が潰れたときでも、しばらくして縁組みを行い、再興さ

せる家があることは、村の在り方を考える上で重要な視点といえるだろう。また、平尾村において、家の永続性は相続のあり方として史料からもうかがえる点である。ただ、現実的には潰れている家も存在しており、家の永続性はあくまでも結果であり、その志向性の問題として見出せるのである。

こうして考える場合、村を支える家の存続、維持のあり方に注意する必要があるが、かかる要素を平尾村とその周辺の家との相続の在りかたから述べていくことにしよう。

本論で明らかにした点から整理するとき、平尾村において家を相続することは、①家業を相続すること、②家産を相続すること（財貨の移転）、③家督を相続すること（地位の移転）、の大きく三つの要素を相続したといえる。

まず、①の家業を相続することであるが、平尾村の場合、家業を相続することは百姓を生業（なりわい）とすることを意味していた。すなわち、都市に居住しており農業を営むことができない（あるいは生産活動に従事できない）、病気などにより百姓を勤めることが困難な場合など百姓を営まない人は、相続の対象者とはなり得なかったのである。そして、こうした人の場合は、たとえ相続を予定していたとしても、その立場を辞すこともあったのである。

次に、②の財産を相続することであるが、このことは、家財（家作）・田畑一切全ての権利を譲渡することを意味していた。基本的には、そこで蓄財することは、家産を蓄積することを意味し、家出や離別などで当該の家から離れる場合は、すべてを家に置いていく必要があったのである。

そして、最後の③家督を相続することであるが、これは家長として家の責任を持つということであり、これは養子として家に入ったとしても家を相続した段階で、村政などへの参加はもちろんのこと、その家の両親の世話をすることまでも意味したのである。一方で、家長権が隠居にまで及ばないという指摘もあるが、本論ではこの点、実態として事例を見出すことができず、評価することはできない。

以上のことを踏まえるとき、平準化した家が並び、五穀を中心として商品作物が見られない村の存続維持の方向性と平尾村内で展開した相続のあり方は密接に関係しているといえるだろう。大口勇次郎は「近世後期における農村家族の形態」⁽⁵⁴⁾において、幕末になるにつれ、男女の区別無く家産の維持能力のあるものが相続人として認められるとして、女性も相続の対象となった事例を紹介している。この点、平尾村およびその周辺ではこうした事例は残されていないものの、これまでの事例を踏まえるとき、養子に入る場合、ほとんど、相続を前提としたものであり、いわゆる跡取り養子であった。また、順養子とすることで相続を行なう事例もあった。これらの事例は、長子相続と末子相続などである前に、①家業（百姓）、②家産、③家督（家長）を果たすことが可能な人物が相続人となりうる要件であるといえるだろう。それは、家の永続性を志向する上での果たしうる諸要件ともいえるのである。そして、平尾村における相続の内容は基本的には単独相続であったが、稀に実子が幼年のため養子を迎える場合などにおいては、実子が成人した段階で分地する事例も見出せる。

一般に近世後期、村内を維持していくに当たり、世襲名主制によって経済的にも社会的にも圧倒的な地位を有していた人によって強力なリーダーシップをとる場合と、年番名主制により相互が負担を共有しながら村運営を行なう場合の大きく二つの方向性を見ることが出来る。平尾村の場合、年番名主制を採っており、基本的に後者として見ることが出来るだろう。平尾村では、一つ一つの家が、家の永続性を展望しながら、潰れることなく家業を勤めることで、村もまた存続し続けることができたのである。その場合、相続のあり方が重要になるが、それは、家の事情だけで決められるのではなく、親や組合を含めた村全体の問題でもあった。だから、個々の家で相続する場合においても、村の実情に基づいた慣習的秩序に従う必要があったのである。

注

- (1) かかる議論は多いが、鈴木ゆり子「村社会と村請制」(『日本近世史研究事典』東京堂出版、一九八九年)は、よく整理されたものである。
- (2) 深谷克己『百姓成立』(塙書房、一九九三年)、白川部達夫『日本近世の村と百姓的世界』(校倉書房、一九九四年)
- (3) 佐々木潤之介『補訂改訂 幕藩権力の基礎構造』(御茶の水書房、一九八五年)
- (4) 山崎圭「地域社会構造の変容と幕領中間支配機構」(『歴史学研究』755、二〇〇一年)
- (5) 佐々木潤之介『幕末社会論』(塙書房、一九六九年)
- (6) 渡辺尚志「幕末維新期における農民と村落共同体」(『近世村落の特質と展開』校倉書房、一九九八年)
- (7) 福田アジオ「近世前期関東における分割相続と家」(『相続と家産 日本家族史論集9』二〇〇三年)
- (8) 大石慎三郎「近代以前の家族」(『講座家族 1 家族の歴史』弘文堂、一九七三年)
- (9) 竹内利美『家族慣行と家制度』(恒星社厚生閣、一九六九年)
- (10) 大藤修『近世農民と家・村・国家』(吉川弘文館、一九九六年)、大島真理夫『近世農民支配と家族・共同体』(御茶の水書房、一九九一年)、また、『日本家族史論集』(全十三巻)は家・家族の問題を各方面から明らかにしたものである。
- (11) 『新編武蔵風土記稿』『稻城市史』資料編2、古代・中世・近世、一九九六年)以下、『稻城市史』資料編2より引用するものは、『稻城市史』とのみ表記する。
- (12) 「奉公人数制限につき請書」(馬場保雄家文書、『稻城市史』)
- (13) 北島正元校訂『武蔵田園簿』(一九七七年、近藤出版社)
- (14) 関東近世史研究会校訂『関東甲豆郷帳』(一九八八年、近藤出版社)
- (15) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳』(一九六九年、近藤出版社)
- (16) 「丑七月定免増し方用捨願」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (17) 黒田要『私の地方史研究』(一九八一年)
- (18) 「名主給米につき下知状」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (19) 「刀麻上下米褒美につき下知状」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)

- (20) 「組頭役年番につき連判証文」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (21) 「年寄役交替跡役につき願書」(石井実家文書、『稻城市史』)
- (22) 〱史料3〱〱史料4〱とともに鈴木貢家文書
- (23) 「貸付金返済日延べ願」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (24) 「御用貸付金拝借証文」(馬場保雄家文書、『稻城市史』)
- (25) 「御用貸付金拝借証文」(馬場保雄家文書、『稻城市史』)
- (26) 白井威家文書
- (27) 「村方引継ぎ諸帳面受取控帳」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (28) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』4、一九六五年、東京大学出版会)
- (29) 「倅幼少につき縁組取替証文」(鈴木貢家文書、『稻城市史』)
- (30) 〱史料11〱が「病身につき聿遺跡証文」、〱史料12〱が「男子なきため聿遺跡証文」で、いずれも白井威家文書(『稻城市史』)
- (31) 「養子縁組につき一札」(馬場純一家文書、『稻城市史』)
- (32) 鈴木貢家文書
- (33) 「養子につき名跡譲渡証文」(大塚利一家文書、『稻城市史』)
- (34) 〱史料16〱が「聿入り遺跡証文」(高橋直樹家文書、『稻城市史』)、〱史料17〱が「分家跡式取決めにつき証文」(市村勇家文書、『稻城市史』)
- (35) 〱史料18〱が「養子縁組につき引取一札」(大塚利一家文書)、〱史料19〱が「病身につき聿遺跡証文」(白井威家文書)共に『稻城市史』に有り
- (36) 〱史料20〱は、「離縁状」〱史料21〱は「離縁および小児養育金相談につき一札」(白井威家文書、『稻城市史』)
- (37) 高柳真三「日本の離縁と離婚法」『講座家族 4 婚姻の解消』(弘文堂、一九七四年)、高木侃『三くだり半』(平凡社、一九八七年)
- (38) 〱史料22〱から〱史料24〱まで、清水義夫家文書

- (39) 「縁組差纏れにつき一札」(高橋直樹家文書、『稻城市史』)
- (40) 山本正夫家文書
- (41) 「百姓株相続方につき一札」(高橋大助家文書、『稻城市史』)
- (42) 「百姓株引請方頼につき一札」(高橋大助家文書、『稻城市史』)
- (43) 「病身につき家財田畑譲渡一札」(大塚利一家文書、『稻城市史』)
- (44) 「百姓株譲渡証文」(高橋大助家文書、『稻城市史』)
- (45) 「跡式相続につき請書」(馬場保雄家文書、『稻城市史』)
- (46) 「掣遺跡証文」(馬場丈助家文書、『稻城市史』)
- (47) 「身持不埒につき旧離願」(高橋大助家文書、『稻城市史』)
- (48) 高橋大助家文書
- (49) 〆史料35〱が「不身持・農業嫌い・大酒につき勘当帳外願」〆史料36〱が「勘当帳外人改心につき帰住願」(馬場丈助家文書、『稻城市史』)
- (50) 〆史料38〱〆史料38〱ともに、白井威家文書で、〆史料38〱のみ「家出により養家潰しにつき口上覚」(『稻城市史』)
- (51) 伊藤好一『江戸地廻り経済の展開』(一九六六年、柏書房)
- (52) 伊藤好一は、同書の序説(研究史の整理)の中で、高村象平の成果(「桶籠村の協同研究」『三田学会雑誌』4412)を引用しつつ、江戸が巨大な消費都市であったが故に「江戸の周辺には却って意外な程開けない地点」が存在したことを紹介している。

(53) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」(『日本経済史大系』4、一九六五年、東京大学出版会)

(54) 永原和子編『家族の諸相 日本家族史論集5』(二〇〇二年、吉川弘文館)

(付記) 本稿執筆に当たり、稻城市教育委員会生涯学習課小谷田氏には多大なる御尽力を賜りました。記して謝意を表します。